

「砂川判決に含まれる」

集団的自衛権 法制局長官が答弁

安全保障関連法案を
審議する衆院平和安全
法制特別委員会は15日
午前、一般質疑を行っ
た。横畠裕介内閣法制
局長官は、1959年
の最高裁の砂川事件判
決が憲法9条の下でも
認められるとした「わ
が国を防衛するための

措置」について、「国
際法上は『集団的自衛
権』とされるものでも、
わが国を防衛するため
にやむを得ない措置は
含んでいると解釈でき
る」と述べた。

民主党の長島昭久氏
の質問に答えた。長島
氏は、集団的自衛権の

行使容認が「憲法違反」
とする憲法学者の指摘
に対し、政府・与党が
砂川判決を持ち出して
反論していることに関
し「砂川判決は集団的
自衛権の行使を認めて
いたのか」と質問。横
畠氏は「自国防衛にし
っかりと限定されれば
(集団的自衛権も)含
まれうる、ということ
だ」との見解を示した。